

志摩市告示第 91 号

志摩市漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示  
を次のように定める。

令和 8 年 5 月 19 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する  
告示

志摩市漁業近代化資金利子補給金交付要綱(平成 16 年志摩市告示  
第 57 号)の一部を次のように改正する。

別表中「1.0%」を「2.0%」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の志摩市漁業近代化資  
金利子補給金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。